

「オンライン利用者登録セット」は、
次の方にお使いいただけます。

- ・ 今まで青森県立図書館の利用者カードを作ったことがない方（初めて利用する方は、新規登録が必要です）
- ・ 持っている利用者カードが緑色や黄色の方（利用者カードに有効期限がある古いカードなので、改めて登録が必要です）
- ・ 利用者カードを作った後、氏名の変更があった方（氏名欄を書き直すので、新しいカードが必要です）
- ・ 利用者カードをなくしてしまった方（カードを再発行する必要があります）



オンライン 利用者登録 のご案内 (マニュアル)



青森県立図書館

次の方は「オンライン利用者登録セット」
をお持ちになる必要はありません。

- ・ 青森県立図書館の利用者カードをすでにお持ちの方（重複登録はできません）
- ・ 利用者カードが期限切れ、または期限切れ間近で、更新登録が必要な方（更新登録では、お手持ちのカードをそのまま使用します）
- ・ 氏名以外の登録内容に変更があった方（氏名以外の内容変更では、お手持ちのカードをそのまま使用します）
- ・ 住所、勤務先又は学校、帰省先のいずれも、青森県内にない方（利用者登録をお受けできません）

ウェブサイトのご案内

青森県立図書館ホームページ
<https://www.plib.pref.aomori.lg.jp/>



〔青森県立図書館〕 利用案内
<https://www.plib.pref.aomori.lg.jp/user-guide/>



〔青森県立図書館〕 オンライン貸出サービス
<https://www.plib.pref.aomori.lg.jp/user-guide/service/cant-visit/online/>



青森県電子申請・届出システム
<https://apply.etumo.jp/pref-aomori-u/>



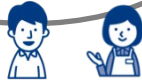
いまココ!

1

県内の図書館・公民館等に設置・配布している「オンライン利用者登録セット」を入手します。



透明の封筒に、このマニュアルと利用者カード（無記名）が入っています。



青森県立図書館の利用者カードを作しましょう

- ・利用者カードを作るために、青森県立図書館まで行く必要がありません。
- ・利用者カードを受け取るための、返信用封筒が必要ありません。
- ・電子申請のために、インターネット通信回線と、受信可能なメールアドレスが必要です。
- ・携帯電話やデジタルカメラで、お手持ちの書類を写真撮影する必要があります。

2

登録セットに含まれている利用者カードに、お名前を書いてください。



細字の油性ペンがおすすめです。



Q&A

Q：名前は漢字で書かないといけない？
A：カタカナ・ひらがなでも結構です。

Q：画像添付で気を付けることは？
A：健康保険証の画像を添付するときは、「記号・番号・保険者番号」の部分隠して撮影するか、添付する前にスタンプ等で消してもらう必要があります。

Q：受理メールが届くまで何日かかる？
A：当日～3日程度かかります。

3

パソコンや携帯電話から「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、新規登録の申請をします。手続き名「図書館」で検索してください。



青森県電子申請では、「利用者カード」の画像と、「氏名・住所の確認書類」の画像を添付します。



4

受理メールが届いたら登録完了です。利用者カードが使えるようになります。



新規登録の際に、「オンライン貸出サービス」を一緒に申し込んでいただければ図書館に来館することなく貸出サービスの利用が始められます。

